
資料 5－1 内閣府資料

令和 6 年 7 月 23 日
熱中症対策推進会議

◆ 孤独・孤立対策重点計画の策定

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき決定した「孤独・孤立対策重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）において、「地域における包括的支援体制等の推進」に関する関係府省庁の具体的な取組の一つとして、「**地域における効果的な熱中症予防対策の推進**」を盛り込んでいる。

◆ 都道府県及び市町村への熱中症対策・体制強化の依頼（事務連絡）

都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、関係府省庁連名事務連絡の内容を踏まえ、熱中症対策関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼。

◆ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員への協力依頼（メール周知）

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」※宛てに、関連団体・関連民間事業者宛て事務連絡の内容を周知し、熱中症対策への御理解・御協力を依頼。

（※）コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として設立。

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等で構成され、会員数は578団体（令和6年6月1日時点）

